

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年9月30日 Wednesday)

第224号 (2019年度-第3号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyoku.ne.jp

「説明不足をお詫び」としながら、任期制教員の再任は「新たな雇用契約」と ～人事委員会決定撤回を回避する大学からの回答(9/14)～

任期制教員への年俸制適用問題についての組合の申し入れに対して、9月14日付けで山口大学からの「回答」が提示されました。(2頁参照) これによると冒頭、「説明不足であったと認め、お詫び申し上げます」として、組合へまったく話を通さないまま人事委員会で決定したことを事実上謝罪した形となっています。

謝罪するのであれば、少なくとも人事委員会決定を「凍結」するのが常識的な対応ですが、本文では任期制教員の再任は新たな雇用契約であり、今年度から該当教員へ年俸制契約を適用するとして、組合の申し入れを退ける不当な回答となっています。組合は9月18日(金)、この回答は認められないとして再度の申し入れを行い(3頁参照)「凍結」「撤回」「団体交渉早期開催」を求めました。

*再度の申し入れに対する回答が9月30日(水)に提示されましたが、具体的な根拠を示すことなく「凍結又は撤回することは考えておりません」とした、受け入れ難い回答となっています。詳細は次号をお待ちください。

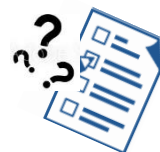


「更新」とは満期後の同一の法律関係継続であり新たな契約ではない ～任期満了時に退職辞令は出ていないし退職金も支給していない～

任期制教員の任用更新が、「回答」どおり「新たに雇用契約を結ぶ」ということであれば、任期制教員は5年間の任期満了当日に退職し、その翌日に「採用」されることになるとも言うのでしょうか? そうであれば、退職通知・採用通知を發し退職手当を支給しているとでも言うのでしょうか?

新たな雇用契約を結ぶのであれば、退職後の採用となりますので、当然、そのような形での辞令が出ているでしょうし、退職金もその都度精算(支給)しているはずですが。

法令用語としての「更新」は、「法令用語辞典(学陽書房)」によれば、「一定の存続期間を定めた契約において、その期間の満了に際して、当事者の約定により、その契約の同一性を存続させつつ、その存続期間のみを延長すること(期間の延長)をいう。」とされており、労働契約の場合も基本的労働条件の変更なく、同一の雇用関係が継続されると解されます。



誠実交渉義務違反・不当労働行為であり、「凍結」した上で速やかに撤回を ～労働条件を後出して無断に変更するなどあってはならないこと～

3月までの段階で、新年俸制導入後に任期制教員は再任後に新年俸制を適用すると提示されていたとしたら、組合が当事者の意見も聞かずに新年俸制導入そのものを「容認」するはずがありません。昨年12月13日と今年1月14日の交渉を経て、1月31日に行った第3回団体交渉で大学側が月給制教員への大学院手当廃止を「撤回」したことを踏まえて、業績評価給と新年俸制導入を含む「人事給与マネジメント改革案」の大枠を理解すると判断したのは、在職者の大学院手当廃止・新年俸制への一律移行はないということが大前提となっています。今回の人事委員会決定なるものは労働関係法令からしても、労使慣行上も、到底通用するものではありません。



令和2年9月14日

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修 殿

山口大学
理事 古賀 和利
理事 田中 和広

任用更新者（任期制教員）への年俸制適用について（回答）

2020年9月4日付けで申し入れのありました標記の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

なお、貴組合に対する説明が一切なかった旨ご指摘いただいたことにつきましては、説明不足であったと認め、お詫び申し上げます。

記

任期制で雇用されている教員の雇用契約は、予め再任が約束されている雇用契約ではなく、再任される場合は、新たに雇用契約を結び直す雇用であると考えております。このため、任期を付して契約している以上、従前の雇用契約が当然に継続されるのではなく、再任時に新たな雇用契約を提示することはできません。

大学の方針としては、令和2年度から新たに雇用契約を結ぶ教育職員は年俸制とするとしていることから、再任される教育職員も同様に新たに雇用契約を結ぶ教育職員であることから、年俸制とすることとしております。

2020年9月18日

国立大学法人山口大学

副学長（総務企画担当） 古賀 和利 殿
同（人事給与マネジメント担当） 田中 和広 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田



任期制教員再任時に年俸制を適用するとの人事委員会決定について

このことについての私どもが9月4日に提出しました申し入れ書に対して、9月14日付けの回答書では、「貴組合に対する説明が一切なかった旨ご指摘いただいたことにつきましては、説明不足であったと認め、お詫び申し上げます」としておりますが、事実上謝罪されたものと理解いたします。

しかしながら、回答本文においては、任期制教員の再任は「新たに雇用契約を結び直す雇用である」「再任時に新たな雇用契約を提示することはできます」として、任期制教員の再任後は年俸制とするとしていますが、この間の事実経過等からしても、この点は到底了解し難いものです。

そもそも、先の申し入れで指摘しましたとおり、任期制教員再任時の一律年俸制適用は、私どもとの団体交渉の場・教員向け説明会、さらに、4月16日付けの「新規採用者の給与決定」通知でも一切、言及されていなかったことであります。あくまでも、在職者については「本人の同意」が年俸制への移行条件とされてきました。

にも拘らず、組合へも当事者へも何らの説明なく、7月6日の「人事委員会決定」なるものを翌7月7日の部局長会議で報告し当日付けで通知し、その根拠めいたことを後付けで今回の「回答」で示すという対応は、理不尽という他ありません。

については、7月7日付け通知をいったん凍結後、速やかに撤回すべきと考えますので、人事委員会で協議の上、可及的速やかに団体交渉を開催するよう求めます。

文科省「コアファシリティ構築支援プログラム」に山口大学も採択 ～北大・東京工大・早稲田大など全国5大学 技術職員の待遇改善進むか？～

山口大学が申請していた「先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）」が、文部科学省から採択されたとのことです。採択された大学は全国5大学で、事業期間は今年度から5年間となっており、山口大学には毎年6,000万円の事業費が配分されるとのことです。

具体的には来年1月に「リサーチファシリティマネジメントセンター」を設置し、4月には「総合技術部（仮称）」を設置することとされていますが、学術研究部としては、技術職員組織の機能強化、機器共用システムの再編・強化を進めつつ、技術職員の処遇改善を図っていきたいと考えているとのことです。

技術職員は元々、大学にとって重要な職責を果たしているにもかかわらず、一般事務職員と比較して昇任・昇格が遅れています。組合は兼ねてよりその改善を求めてきたところですが、今回の事業採択を機に、大幅な処遇改善を進める可能性が高まっており、人事課も含めて処遇改善の必要性を共有することが求められています。



【教職員共済「わくわくキャンペーン+紹介キャンペーン」のお知らせ】 (応募期間:2020年10月1日～11月30日)

あんしん むすぶ
教職員共済

<https://www.kyousyokuin.or.jp/>

あなたも助け合いの輪へ
加わりませんか！

教職員共済は、学校・教育機関で働く方々を対象とする厚生労働省の認可を受けた職域で唯一の共済生活協です。「万一」のために手頃な掛金で備えられる、さまざまな共済商品をご提供しています。この機会にぜひあなたも「教職員同士の助け合いの輪」に参加しませんか！

資料請求すると全国合計1,000名様に賞品があたるキャンペーン実施中！

2020年
10月1日～11月30日

共済 わくわく + 紹介
キャンペーン キャンペーン



A 群馬県 松井牧場
松井のキャラメル



(140g×4)

B 三重県
伊勢うどん



(281g×5袋)

C スマホ対応マルチ充電
ランタン&ラジオ



(USBケーブル付)

専用応募フォームからご応募いただけます！

- 教職員のお知り合いをご紹介いただくと当選率アップ！
- 賞品の発送は2021年1月下旬以降となります。

教職員共済

検索



PCからのご応募は、トップページのスライド「わくわくキャンペーン + 紹介キャンペーン」からお入りください

※通常の資料請求フォームの利用は、キャンペーンの対象になりません。

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 大学事業所

〒162-8624
東京都新宿区山吹町10-1

ラポール日教済

TEL : 0120-628-095
(平日 9:00～17:00)